

Q548. 退職勧奨と希望退職者の募集の共通点と相違点を教えてください。

退職勧奨は、労働者の自発的な退職意思の形成を促そうとする事実行為をいいます。

希望退職者の募集は、多くの場合、使用者が上積み条件を提示して、労働者の自発的な退職の意思表示を待つことをいいます。

両者の共通点は労働者の意思に基づくもの（合意退職）である点にあります。

両者の相違点は、退職勧奨が会社から労働者に働きかけるのに対して、希望退職者の募集は労働者の応募を待つ点にあります。

両者は労働者の意思に基づくものであるため、労基法上の解雇規制の問題や解雇権濫用法理問題は生じませんが、半強制的ないし執拗な退職勧奨をした場合には、不法行為と判断される可能性がありますので、社会的相当性を逸脱した方法で行わないよう注意が必要です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成